

鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金未収金回収業務委託 仕様書

1 委託事業名

鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金未収金回収業務委託

2 委託する業務の内容

①鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金回収業務(元金、利子含むすべての回収)

- ア) 受注者は、定期的な電話、文書催告等を行い、請求・督促業務を行わなければならない。
- イ) 居所不明となっている債務者については、発注者と協議のうえ、住所や電話番号等の調査や、訪問調査を行うこととする。
- ウ) 受注者は、未収金を収納したときは、債務者に対し、受取証書を交付するものとする。ただし、債務者が、振込手続又は金融機関等払いの方法により入金したときは、この限りでない。
- エ) 債務者が振込手続の方法により入金した場合において、債務者から納入証明書等の発行依頼があった場合は、本市に報告するものとする。
- オ) 受注者は、業務を行うため、決済用普通預金口座を設けるものとし、当該口座への振り込み以外の方法により収納した金員については、収納した日の翌日（翌日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日。）までに当該口座に入金しなければならない。
- カ) 受注者は、収納した金員を発注者に払い込むまでの間、前項の決済用普通預金口座により保管しなければならない。
- キ) 発注者は、回収業務を個別に一時停止・中止する事由が生じた場合は、（一時停止・中止）依頼書（様式3）を受注者に提出し、受注者は速やかに対象債権についての業務を一時停止または中止する。なお、回収した金員の取り扱いについては、個々の状況に応じて、発注者と受注者の協議のうえ定めることとする。
- ク) 受注者は、委託債権に回収を取りやめるべき債権が生じた場合は、発注者に書面で通知するものとする。この場合の収納された金員の取り扱いについてはキに準ずる。

②同未収金回収業務に係る報告業務（月次）

- ア) 受注者は、委託業務により回収した金員に係る情報を、月毎に受託収納実績報告書（様式第15）に納入者ごとの納入金額を記載した一覧表を添付して翌月5日（ただし、5日が発注者の閉庁日の場合は翌開庁日）までに発注者を経て会計管理者に提出しなければならない。
- イ) 受注者は、債務者との交渉の内容等を記録した債権調査管理報告書（様式1）またはそれに準ずる資料を作成し、これを善良な管理者の注意義務を持って、次項により引き渡すとき又は業務委託契約が終了したときのいずれか先に到来するときまで保管しなければならない。
- ウ) 受注者は、前項の報告書について、発注者から提出の求めがあった場合には、直ちに提出をしなければならない。また、個別の債務者に係る委託業務が終了した場合には、当該債務者についての報告書を速やかに発注者へ引渡さなければならない。

③回収した金員の発注者への払込業務（月次）

ア) 受注者は、委託業務により回収した金員を、②のアの報告に基づいて発注者が発行する払込書により、回収した月の翌月末日（ただし、末日が金融機関の休業日の場合は翌開業日）までに払い込まなければならない。

イ) 受注者は、前項の払い込みを行ったときは、同日中に、受託収納内訳書（様式第14）及び関係書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を発注者に送付しなければならない。

④発注者への債権回収業務における助言等業務（随時）

3 委託対象債権

回収を委託する債権は、令和9年4月1日現在において、債権の全弁済期到来者で過去1年以上返済がなく、かつ債務者が鹿児島市外に居住している債権及び既委託分で未回収の債権を対象とする。なお、委託期間中においても委託対象債権を随時追加する場合がある。また、業務を行うにあたっては、委託した債権の全て（訪問調査を行ったにもかかわらず居所不明のものを除く。）に対して行わなければならない。

4 業務委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

なお、契約締結日から業務委託期間開始前日までは準備期間（業務の引継等）とする。業務の引継等とは、今回の企画提案審査等において、本業務の受注者が変更になった場合のみ発生するものであり、その際の具体的な内容については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

5 その他

①債務関係情報の受渡

ア) 発注者は、委託対象債権について、債務者の住所、氏名、収納すべき金額等、業務を遂行するために必要な事項を記録した紙媒体を交付する方法によって受注者に通知する。

イ) 受注者は、前項アにより受け取った紙媒体について、発注者の許可なく複製してはならない。ただし、弁護士法に定める利益相反禁止遵守の利用目的で債務者の氏名、住所、案件の概要を記録化し、業務委託終了後も保存する場合を除く。

②業務従事者の配置

受注者は、本委託事業の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置するものとする。

なお、業務従事者については、別記1「秘密情報等取扱特記事項」第9条の規定、弁護士法に抵触しない限りにおいて、他業務と兼務することを妨げない。

③窓口担当者の届出

受注者は、本委託事業の実施にあたり、発注者との連絡窓口となる担当者を発注者に届け出

るものとする。

なお、連絡窓口担当者は、本委託事業にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、発注者からの業務の実施状況等の問合せがあったときは、速やかに返答を行うものとする。

④債務者とのトラブル発生防止及び処理体制の整備

受注者は、本委託事業の実施において債務者とトラブルが発生しないように十分配慮しなければならない。なお、トラブルが発生した場合の処理体制を整備し、その内容を文書により発注者に提出するものとする。

⑤債務者との分納誓約について

債務者とのトラブルを防ぐため、債務者等と分納誓約を交わす場合は、事前に充当月や償還金額等を明確にし、分納誓約を交わすこと。

⑥経費の負担

委託業務に係る経費は、全て受注者の負担とする。

⑦受託の明示

受注者は、発注者が発行する収入事務受託者証票（様式第12）を見やすい場所に常に掲示し、債務者から業務に係る権限について疑義が生じないよう努めなければならない。

6 委託料

(1) 委託料の金額

委託料は、委託業務対象の債権のうち、受注者が収納した金額及び発注者が入金報告書（様式4）またはそれに準ずる連絡票により受注者に報告した金額の合計額に成功報酬率〇〇%を乗じた金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 支払について

①収納実績確認書の交付

発注者は、2の③により払い込まれた後、その払込金額が受注者の回収金額として誤りがないと認めたときは、収納実績確認書（様式2）を受注者に交付する。

②支払方法

ア) 受注者は、四半期（6月、9月、12月、3月）経過ごとに、発注者の定める様式の請求書により、発注者に委託料の支払を請求する。

イ) 受注者は各四半期末月分（6月、9月、12月、3月分）の収納実績確認書（様式2）を受領した後、発注者に対し、請求を行う。

ウ) 発注者は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

7 守秘義務

受注者は本委託事業により知り得た一切の情報について、契約期間中のほか、契約期間終了後又は契約解除後においても、業務以外の目的に使用し、または発注者の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

ア) 業務の遂行に必要な範囲で、受注者の再委託先に対して開示が必要な場合。ただし、再委託先に対しては受注者と同等の守秘義務を課すものとする。

イ) 裁判所又は行政官庁より法令に基づき開示を求められた場合。

8 個人情報の取り扱い

個人情報の収集や利用、管理については、「鹿児島市個人情報保護条例（平成16年3月23日鹿児島市条例第25号）」の趣旨を踏まえ、別記1「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 労働環境の管理

受注者は、本業務の実施にあたり、別記2「労働環境の確認に関する特記事項」を遵守し、従業員の労働環境の管理に努めなければならない。

10 業務の一括再委託の禁止等

ア) 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、次項以下に定めるとおりとする。

イ) 受注者は、委託業務のうち収納業務以外の一部について、円滑に業務を遂行するために必要がある場合で弁護士法に反しないときは、発注者の承諾を得て、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

ウ) 受注者は、前項により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金未収金回収業務の委託業務の再委託承諾願（様式5）を提出して、事前に、発注者に承諾を得なければならない。

エ) 受注者は、イの規定により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その業務委託に関して、一切の責任を負うものとする。

11 関係書類の整備・保管

受注者は、本事業の実施にあたり、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、適切な事業運営に努めなければならない。また、本事業の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。

12 業務に関する留意事項

受注者は、債権管理回収業に関する特別措置法第17条や同法事務ガイドラインを遵守することとし、母子家庭等の福祉の向上を目的とした貸付金であることを踏まえ業務を行うこと。

13 その他

このほか、本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。